

ナポレオン戦争に於ける經濟封鎖

村松恒一郎

戦争に際して敵を包圍し、その交通の自由を妨げる、經濟的側面に於ていへば、敵が戰鬪行爲のために必要とする武器彈藥、或は各種の軍需品食糧等の供給路を遮斷することが、重要な一つの戰術であることは昔から周知の事柄である。駿河の北條氏鹽の道を斷つて甲斐の武田勢を苦しめる。その目的、その理由は誠に何人にも明かである。同様に敵が商業都市であるとか、然らずとも海上商業に重大な利害を有するやうな場合にこれを包圍封鎖してその商業活動を妨碍することが戦争手段の一つとして有効であることも疑ひのないことである。況んや今日に於ては、戦争行爲も單に敵對する兩當事者國の自由行動に委されてゐるのではなく、直接戦争に参加せぬ第三國即中立國をも含めた國によつて客觀的合法的に容認される一定の規律秩序に従ふ行爲として考へられるのである。例へば近代の經濟封鎖の最も重要な形態である敵國に對する海上封鎖は、國際法上の概念としては、一定の豫め規定された戰時禁制品につき、一定の封鎖區域を限り、一定の豫告その他の條件の下に、實力を以て施行せらるゝものたるを要する。それは客

ナポレオン戦争に於ける經濟封鎖

2
觀的合理的な國際的行動の規律として、何れの國にも容認さるべく、從て亦何れの國によつても遵奉さるべき底の確立した概念であり、さまざまな經濟封鎖の現實の問題をば概念的に規定し見通すことを得させるものと考へられてゐる。

經濟封鎖の歴史的事實をそのやうな何人にも自明な戰爭行為の關係や客觀的に規定された封鎖概念にかけて、整理し説明し或は批判するといふ方法は、事柄の取扱ひを大に簡單明瞭にする効果があり、事柄の全體を一定の視點から體系的に見渡すことを得させる大なる利益があるのであるが、しかも一般に歴史的な事柄、そしてその一つとしての吾々の問題とする經濟封鎖の問題を正しく理解する道としては必ずしも正しくない。けだし吾々が少しく詳細に歴史的事實の中に分け入れれば、吾々は先に自明の行為關係、客觀的に何人にも容認さるべき行為の規律と考へられたものが必ずしもそれ程自明でも客觀的でもないことを容易く見出すのである。例へば北條氏が武田方の糧道を斷つことを有效なる當然な戰爭手段と考へる時、同じく武田氏の宿敵であつた上杉謙信は争ひは兵箭の道にあつて、米鹽のことにあらずとし、これに鹽を送らしめたといふ逸話は何人も知る所である。一層近代的な例をとれば、前大戰に於ては、英國は獨逸に對し周知のやうに飢餓封鎖を實行し、戦場の孤兒達に配るためのパンすら獨逸に入る事を許さなかつたのである。しかるに僅か百年の昔ナポレオン戦役に於ては、互に生死を賭して相争ふ英佛兩國が、英國先づ連年の不作と戰爭の影響によつて食糧不足に悩むと、ナポレオンは好機乘ずべしとしてこれに自國の麥を輸出して敵の重大な窮境を援け、反對に數年の後、佛國がその南東領域の麥の不作と對露遠征準備の軍隊動員によつて食糧不足に困惑し北方並びに地中海方面からの麥の輸入、或は合衆國から米の輸入を促す輸入免許狀を發するや、當時海上交通を制せ

る英國は「相互惠主義に立脚せる—僞装の—中立國船による兩國商業交通」の了解によつて、かゝる輸入を默許し、否自ら主としてこれに従事して佛を援けたのである。同様に、國際法の戰時禁制品に關する取決めによれば、食料品はそれが敵國の軍隊及び艦隊の軍需に供せらるゝ時に於てのみ、禁制品と見做さるべきことが客觀的合理的事態として一般に認められてをるのであるが、嘗てはこの原則の擁護に最も熱心であり、食料品が敵國軍隊の用に供せらるゝ可能性あるのみではこれを禁制品となすに足らず、唯捕獲の際事實上敵國軍隊に向け送られつゝあるもののみ禁制品たることを限るべしとさへ主張した英國、そしてこの原則をば一九〇九年のロンドン宣言の中で確立する上にも、主導的地位をとつた英國は、數年ならずして前大戰が起ると、一九一五年一般に獨逸向け輸入穀物をば、それが獨逸政府の管理の下にあつて、民需と軍需とを區別し難しとの理由、即先に掲げた嘗ての英國政府の見解に照應すれば甚だ不十分な理由の下に、禁制品目に加へ、獨逸國民に對する飢餓封鎖を實施するに至つたのである。

3
それ故に經濟封鎖の如き歴史的事態については既定の定義的概念の下にその意味なりその問題なりを規定する事は出來ない。けだし以上の例が一應示した通り、同じく經濟封鎖と呼ばれる事態も、その内容は歴史的環境又歴史主體のこれによつて達しやうとする意思目標によつて夫々異なるからである。従つて吾々の任務は先づ歴史的事實に導かれて吾々が對象とするナポレオン戰役に於ける經濟封鎖とは何であるかを具體的に敘述し明瞭にすることである。しかし吾々の任務はそのやうな事實的具體的敘述で終るものではない。けだし異つた場合に異つた主體によつて營まれる經濟封鎖は具體的に何れも他と異り乍ら、吾々が場合々々の事情を明確に參酌し、又その主體の特殊な意思目的を明確に認識して、さてこれらと照應させながら全體的に觀察する時、夫々が如何にも尤なと吾々を合點させる底の内

4

面的統一性を具へてゐるのである。かく歴史的事象がその具體性のまゝに具へる内面的統一性を、各細部を全體的關聯の中に適合的に統一する指導的意味にかけて、明瞭ならしめ概念的に表現することによつて、あの定義的な概念とは異つて、しかも概念的明瞭と一種の客觀性を具へた歴史的概念に到達することが出來よう。具體的事實的知識を通じて歴史的事象としての經濟封鎖が具へるかゝる概念の意味を明にしてこれを内面から統一的に理解する。そこに吾々の第二の仕事がある。しかしそこからは又當然に第三の任務が生れて來る。即吾々が第二段の任務を遂行することによつて到達し得た歴史的概念は、その内面的關聯の適合性、指導動機に於ける統一性の基礎を専ら具體的主觀的な歴史主體の中にもつてをるのであるが、客觀的な歴史的世界の構成のためにはそれ丈では猶充分でないのである。吾々は更に進むでそのやうな歴史概念の内面的客觀性統一性をば、問題とする全體の歴史的世界の中で検討しなければならぬ。ここでは歴史的概念を支へる基礎が具體的主觀的な主體から、いはゞ社會的歴史主體とも云ふべき一層内容的には複雑廣範な、同時にその運動に於ては固有の客觀性合理性を具へるやうな主體に移される。けれど具體的主觀的な主體が彼の行爲をば、吾々にそれを一つの全體的統一性ある着想として受取ることを得しめるやうな内面的關聯に於て、營むについては、彼をとりかこむ社會的諸事情やそこで働く諸々の動機諸々の勢力を勿論多少の程度に於て充分考慮し見通して行動するのではあるが、そこには程度の不安定があるし、全體として歴史的主體に固有の有限性が積極的に見通しの偏狭や判斷の誤謬を導き入れずにはゐないのである。従てそれは現實の歴史的世界の中に組入れられれば、自働的に或はそのやうな主觀的主體の働きかけに反應して作用するあらゆる現實的歴史の力によつて批判研磨され、そのやうな全體的社會的主體が、その内容の複雑廣範な事によつて却て、屢々一層單純強力な形を具へ

る客觀的合理的な運動規律によつて是正され、その上で又始めてその全體的歴史的世界に於ける意義をも賦與されるのである。具體的主觀的主體によつて意圖された着想は、現實の歴史的舞台の擔任者である社會的主體の客觀的運動規律にかけて、いはゞ客觀的にその現實の意義をば實驗されなければならないのである。經濟封鎖の眞に客觀的な歴史の意義を理解する爲には、この種第三の任務が吾々に不可避の要求として課せられてゐる。

自分がここで展開した考へ方は別に他奇あるものではない。けだし個々の具體的事實的傳承、史料的に吾々に與へられる歴史的事實が觀察者や觀察する側面の異なるにつれ、それが結び合される様々の關聯の方向範圍の一ならぬにつれて、あらゆる異つた解釋を可能にするといふ吾々を常に困惑させる事情が、——そのやうな困難こそが嘗ては吾々が先に斥けた定義的合理的な概念による歴史の處理へとそれを導いたのであるが、しかもそのやうな方法が歴史的世界には本來本質上融和せぬことが今や明となるにつれて、——自ら歴史家達をしてその對象とする各個の歴史的事實をば、それらを包含する一層大きな全體的歴史の運動の中で、全體的有機的な發展の一つの現れとして觀察し、全體のなものの統一的意味にかけて各個の事實の意味をも、具體的にして同時に客觀的に、規定するといふ方法を採用させる様になりつゝある。しかし具體的研究の道筋からいへば、そのやうな歴史的全體的なるものの把握の方法が先づ第一に問題となる。そこでは勿論現實の歴史家の直感が働くのであるが、同時にそのやうな直觀を支へる事實的操作の方法がなければならぬ。自分が上來述べて來た所は、そのやうな事實的操作方法としては方向を逆にして、先づ事實の史料的確定から始まり、次第に客觀的概念的認識を固めて、最後にあの全體的な歴史概念に到達するのである所以を説明したのにすぎない。

本稿はもともと一橋講堂に於ける一般社會人に對する講演の草稿であつて、その種のものとしての制約から勿論上述のすべての任務に互つて問題を檢討する如きは不可能であつた。僅にその第二段の任務に相當するナポレオン時代の經濟封鎖についてその意圖を客觀的に明にするといふ仕事の一端を習作的に試みたものにすぎない。

二

ナポレオン戰役に於ける英國の對佛蘭西帝國經濟封鎖、並びにこれに對抗してナポレオンが英國に投げ返した英帝國商業の大陸からの締め出し、所謂彼の大陸封鎖の意圖する所を明瞭にする爲には、吾々は先づ次の點に注意しなければならぬ。即それらは何れも現實の複雑した事情に即應して時と共に絶へずその具體的様相を變へるのであるが、他方兩國當事者の着想の中では、それらは首尾一貫して一つの方向目標を持ち、全體としてある定まつた政策を形づくると考へられてゐたのである。そのやうな歴史的様相に於ける具體性を見失ふことなしに、他方そのやうな具體性に附隨するめまぐるしい變轉を透して、全體としてそれらの持つ統一性を明ならしめるためには、一方では現實の事情に應じて時にはこれ時にはあれと互にその主導性を争ひ、その勢力布置の變化に應じて政策に具體的變化を與へ乍ら、他方では全體としてのその組合せによつて全體の政策に一貫した方向目標を與へるやうな數個の指導的動機について、豫め明確な概念的理解を得てをくことが肝要であるやうに思はれる。

さて、そのやうな動機の第一が、軍事的手段としてのそれ、兎に角敵の戦力をくぢき、敵の戦意を喪失せしめて、これを目ざす屈服へと導くための有效手段たるに存することは明である。しかし乍らそのやうな目的に對して經濟封

鎖が有効である所以のものは何かといふ問題になると、更にさまざまの動機をそこで區別することが出来る。それは直接に敵の武器軍用品の供給を遮断してその戦力の低下をめざす場合もあり、或はそのやうな直接の軍事的打撃をめざす他に、間接に敵が重大の利益を感じるやうな生活領域に於て、その行動の自由を禁壓し妨碍することによつて、その戦意を低下させることをめざす事も出来る。否更には單に封鎖的態勢の威壓によつて敵を恐怖させこれを屈服へと導く手段としても考へ得られる。ナポレオン戦役に於ける經濟封鎖について、さてこれらの諸點を検討すると、極めて特性的なことには第一の直接の軍需品或は食糧の封鎖によつて敵を苦しめるといふ考は、決して無いのではないが、その力が甚だ弱いことは、前述のやうに、兩國が互に他國の食糧飢饉に際してこれに糧道を開くことを大に意に介せぬことによつても知り得られる。その他二三の例をあげれば後に述べる封鎖戦の後期、英佛兩國が隱密な諒解の下に偽裝中立國船を以て（即實は各々自國船を以て）相互通商を開始するや、ナポレオンは自國領和蘭から英にバターチーズ牡蠣その他の英國民が熱望する食糧品を供給することを許し、他方では事實上海上に於ける唯一の通路英國を通して海軍用の造船材料をば北歐から輸入する。更に最も顯著な實例は封鎖下のハンブルグに於ける佛國公使プーリエンス自ら、その回想録に記すやうに、ナポレオン軍隊に軍服帽子靴を供する爲に英國産の織物皮革をば密輸入し、そして他方英國議會に於ては政府當局自ら、佛國軍隊の衣服はヨークシャー産であり、佛將スールト及びその麾下の衣装のみならず、その飾りの末に至るまで吾がバミニングムの輸出品であることを誇るのである。寧ろそれ故に經濟封鎖の軍事的手段としての意義は第二、或は第三の間接的なそれを主としたものと考へねばならぬ。

軍事以外に於ける敵の重要な生活利益の妨碍が先づ第一に敵國の經濟就中その海上商業に目標ををいたことは、そ

れが經濟封鎖であり、且その内容が一方では佛帝國及びその占領地に對する海上封鎖として、他方では英國商品の大陸からの締出しとして現れた事によつて最初から明である。近代の初頭に於て眇たる一小國和蘭がその海上商業による富によつて當時の最大強國西班牙の勢力をすらしのぎ、晉に獨立を全ふしたのみならず、爾後國威隆々として海上に覇を唱へるといふ手本を示して以來、西歐の諸國就中その二強國英及び佛も亦これに倣つて、自國の富強の源泉としてその海上商業の擴張海上植民地の獲得開拓に努力したのであつた。殊に當時の人々の所謂重商主義の見解によれば一國商業の繁榮は一に競争によつて他をしのぐことによつて到達されると考へられた。他國の商業を妨碍すればそれ丈自國のそれは伸張する。そのやうな見解からあの奇妙な理論的反省、世界の商業量は殆ぼ既定の大きさであるから、他國のこれに對する取分を減少させればそれ丈自國の取分は増大するといふ考をさへ生むた事は周知の通りである。十七世紀十八世紀はそれ故最初には和蘭とこれに對抗して新に進出しやうとする英國との間の、更には主として十八世紀を通しての英國と佛國との間の激しい商業競争を以て充される。各國は夫々自國産業に對する保護獎勵に努力する、就中あの航海條例によつて出來得る限り外國船の自國商業への参加を排除し、自國海上商業の勢力を培ふと同時に、他方では高率關稅或は直接の輸入禁止によつて外國品の進出を妨碍しやうとする。そのやうな事態に於て一旦兩國の間に不和が起り戰端が開かれれば、敵國商業に對する海上封鎖或は敵國商品の不買政策が軍事行動と相並ぶ側面的攻撃手段として、或は敵を屈服に導く脅迫手段として先づ第一に着目され實施されるのは見易い所である。

しかし敵國商業に對するこの攻勢は當時の人々にとつてのその重要性から見て、既に單なる側面的軍事手段たるに止つてはゐなかつた。それはそれと同時に亦獨立の重要な動機、獨立の經濟的動機を形づくつてゐた。敵國の商業に

9

打撃を與へ、自國商業に勢力を加ふることはそれ自らとして望まじきことであり、從て軍事的目標とは別にそれ自體の考慮から封鎖の形式内容を規定するに足るものと考へられたのである。但しこの點については英佛兩國の見解の間に重要な差別が見られることを同時に注意することが肝要である。英國は早くから和蘭の手本をば、あの近代第一の商業國家、一史家の言葉を以ていへば「株式會社としての國家」の國是をば、全面的に學びとつた國であつた。それには此國の海島國たる自然的條件のみならず、更に十七世紀に於ける革命の結果中央集權的な王權が、嘗ては歐洲の何の國にも先驅けて強大を致した王權が崩壊し、否これと伴つて傳統的な中心的統制力、國教會のそれも、これに代つた新教的勢力のそれも、或は王權と力を争ふ傳統的勢力の代表者たる議會のそれすらも十七世紀の末までに何れも一旦その統制力と權威とを失墜し、そこから一方では國土人民全てこれ己れが所有物であり、己れの政治的目的に仕へ己れの政治的力を培ふ手段であると考へる近代國家の國民生活に對する干渉が著しく弱められ、それは他方で、何れの社會的權威も己れ獨立の力丈で國民生活の中心としての統一的指導的支配を爲し得ぬといふ痛切な經驗から、政府の行政、議會の法律或は教會並びにこれと並ぶ諸宗派即國民各個の宗教生活やその經濟活動に至るまで、各々その固有の領域に於てはその自由を認めると共に互に他を犯すことなからしめるといふ妥協によつて國民生活の統一をはかる自由主義の擡頭と相俟つて、經濟的勢力就中新興の資本主義的商業勢力の發言權を著しく強大ならしめたといふ事情などが與つて力があつたのである。ともあれ十八世紀の末には英國は押しも押されもせぬ歐洲第一の商業國であり、將に始まりつつあつた産業革命による國民生産力の劃期的増大と相俟つて歐洲の商業的霸權をば殆ど完全に掌握してをつた。それは他國どの如何なる商業競争にも絶對不敗の地位を既に獲得したと信じ、それ故にこそ、既に社會

理論的經濟學的隨營から、必ずしも本來の經濟的利益のそれ——商業殊に國際商業の世界市民的性格、資本主義的企業の事務的計算的合理主義、並びに一般に當時の社會的勢力從て又經濟的勢力に於ても國家干渉からの自由が要望されてゐたこと等から所謂重商主義的商人の中からも既に自由通商の叫びが早く擧げられてゐたことはこれ亦周知の事實であるが——とは同じでない自然法的な或は社會倫理的な根據の上に展開されてゐた客觀的平等主義的な自由通商の要求にさへ耳傾けやうとしてをつた。優者にとつては自由な通商こそ最良の競争の道なのであるから。根本に於ては競争意識の上に立つた自由商業主義、これが英國の立場である。

之に反して佛國は歐洲第一位の國土廣く人口多きを誇る國であり、英國に先だつ一世紀にして經驗した革命的混亂をも巧にしのいでその中央集權的近代國家の體制をば絶對的な王權の支配の下にいち早く確立した國であり、從て十七世紀以來自國商業の保護助長を斷續的にはあるが力強く企圖した場合にも、それは飽くまで君王國家の政治的富強を培ふ手段として考へられたのであつた。商業も亦國家が利用すべき國內資源の一つであり、しかもこの點に於て國土固有の資源、即農業的生産力に比すれば、外國の需要に依存するその浮動的な頼りなさを故に著しく劣つた性質の資源である。佛蘭西はその國土と人民の生産力によつて他國に依存せず自立し得る。そこではあの昔乍らの自給自足の理想、己れを以て内に充實した内容を有つ固有の生活體と觀念し、それ故に尊ぶべきは先づこの内容を豊富にし充實せしめ、その上に他に頼らず自ら立つことであるとすると主觀的充實を目指す生活理想が力強く自己を主張する。それ文に亦そこでは他に對して自己を守らうとする生活體固有の本能的要求が強い、吾々の問題で云へば、外國の商業によつて自國固有の富が搾取され己れの利益が損害されることを何よりも疾視する。それは國際的商業に對して先

づ第一に防禦的であり保守的である。それ故にこそ十八世紀の末に（一七八六年）、永きに亘る懸案の自由主義的互惠的な英佛通商條約が漸く成立した時にも、それは時の外相ヴェルジャンヌが信奉した經濟學的思想、即英國のそれと同じく客觀的社會理論的立場から新らしい經濟の學を樹立し乍ら、内容的には周知のやうに農業に唯一の重點を認めて、商業殊に外國商業には唯自國の産物にそれが當然値ひすべき價値を保持させるといふ意義のみを認め、いはゞ英國經濟學の商業主義と正に反對な着想を内容として、唯々經濟生活も自然の定めた客觀的規律に従つてのみ運行することを信するが故に「行くに任せよ、爲すにまかせよ」といふ自由の教へに於てのみはこれと共通の立脚點に立つフィジオクラシーの教へが、商業的自由主義を標榜する英國のそれと凹凸相應じたといふ、偶然の技巧とも評したいやうな合致に主として原因したのであつた。それ故佛國革命と共に新に勃興した力強い國民的意識の自覺の下に、革命政府が直ちにこのイーデン條約を廢棄し、英國品追放令並びに嚴格な航海條例（一七九三年）によつて英國商業の侵害をば防衛しやうと企てたのは無理ならぬことであつた。

ナポレオンはこのやうな佛國傳統の立場を承繼する。それはコルシカの舊貴族の子として自己及び自己の屬する主觀的な生活體の價値と矜恃とに對する強い同情をもち、そして同時にそのやうな態度に固有な保守主義をも、他方は極めて進歩的理智的な行動態度をその性格とし乍ら、充分に身に備へたナポレオンにとつては亦當然のことにも思はれたであらう。佛國の國民經濟をば劃期的な新航海條例によつて主として英國商業の侵害から保護防衛し、同時に國家の賢明な政治的指導と施策によつてこれを益々充實發展させることがナポレオンの一貫せる意圖であつた。既に第一回の大陸封鎖令（伯林宣言）に先だつこと八ヶ月、一八〇六年四月に彼は、英國との平和到來次第四十八時間以

内に外國商品輸入防壓、佛國船による佛國商業をめざす新航海條例の發布を行ふべき旨を公言する。^(四)それは大いなる苦情を惹起すであらう。けだし佛國の商業は間違つた精神を宿してをるのであるから。しかも六ヶ年の後には最大の繁榮が齎されるであらう。」彼は利益のために國境を知らぬ商業主義を厭惡し、彼の前を往來する資本主義的な商人達に反感と少からぬ輕蔑とをもつてをつた。彼は佛國商人が英國の海上封鎖下に猶商業を營むためには敵の諒解を得ることをも辭せざるべきを疑ひ「商人達は英國の軛くわの下にも猶商業を營まうと欲するやも知れぬ。國家の利益は必ずしも常に商人のそれに非ず。」といふ^(五)。しかも彼にとつて本來當にしかあるべき佛國商業佛國商人、即國家のよき一分子であり、國家を内から培ふものとしての佛國國民經濟に對しては、彼は終始一貫溫きその保護者、賢きその指導者としての意識を以て行動し、聖ヘレナに於ても彼の大陸封鎖を始めとする諸々の經濟政策をば同じ精神を以て辯護してゐる。——勿論その反面彼が自國商業に對する要求は甚だ厳しく、當然商人達には大いなる苦情を以てのみ迎へられたとはいへ。己れに固有の富を恃むで外國の侵害を疾視し防禦しやうといふ傳統的航海條例の精神がそれ故に彼の經濟的動機の性格であつた。

以上敘べた所によつて一應理解せられたであらうやうに、英佛兩國に於ける經濟的動機にはいはゞ積極的と消極的、陽性と陰性ともいふべき性格的差違がある。それは現實の封鎖の形成に當つても異つた意味と形態とをこれに賦與しずにはゐない筈である。英國の場合にあつては、積極的な商業的進出、己れの豊富な工業生産力と優勢な海上勢力とを背景にして世界の市場を支配することがこの經濟的動機の目標である。そこに第一にあげた間接的軍事動機のそれとは別な、固有の經濟的動機の獨立性が最も顯著に認識される。けだし軍事的動機がその軍事的力、海軍力によつ

て敵國の沿岸を封鎖し、外部との商業交通を遮断して、これを屈服せしめやうとめざす時、經濟的動機は、一見甚だ矛盾したことはあるが現實に歴史的事實が吾々にそれがそうであることを示す通り、自らこの封鎖を破つて敵國へさへも己れの商品を滲透させ、これを己れの商業のための市場としやうとするのである。同じ商業的競争の精神に立脚し乍ら、しかも商業的動機は軍事的のそれと反對の方向へ獨立に自己を主張する。ナポレオンの佛國にとつては、商業の利益がそれ程獨立に自己を主張することは始めから許されない。商業は最初から國家全體の一分子であり、その全體的目的に仕へる一手段である。むしろそこでは消極的に佛國國民經濟の利益を擄取する英國商業の排除が主たる目標となる。けだしそれこそ佛國經濟の獨立と發展を阻碍する重要な因子なのであるから。それは同様の方向に働く軍事的な性質をもつ動機、即商業國英國にとつて特にかゝる排斥は有效な打撃手段であるとの考へによつて一層強められる。ナポレオンが封鎖戰の晩年一見英國の先縦を模倣して、中立國船に偽裝した自國船に對敵通商の免許狀を發することにより、佛國商品の對英侵入を企圖した時にも、それ故にそのめざす眞意は英國のそれとは全く異つてゐた。商業の進出が積極的にそれ自體の目標ではない、先づ第一には己れの固有の富、自國産の物資商品にその當然の値ひを保持させるやうな捌け口を與へ、自國人民の勤勞に、それらが生活内容として當然有つべき生産機會を與へるための手段たること、進むではそのやうな自國資源や人民の勤勞の果實に代へて、自國の必要とする外國の富を獲得し、更に望むらくは自他共に最も貴重する富即金銀をば敵の手から擄取して、これに損害を與へることがその目的であつた。商業的進出は手段であり、その意義は消極的である。それは英國に於てのやうに表面的な敵國封鎖と矛盾する獨立固有の目標ではない。ナポレオン自身この間の消息を後年聖ヘレナに於て次のやうに言ふ。「免許狀商業の政

策は疑ひもなく失敗であつた。(しかし) 神かけて自分はそれを一つの原理として採用したのではなかつた。それは英國人達の發明であつた、自分にとつてはそれは單に一時的な方便に過ぎなかつた。^(七)

主として佛國側の大陸封鎖體制の形成に當つて、同じく經濟的な性質をもつた動機ではあるが、しかし以上のやうな商業的動機とは獨立な一つの有力な動機が又顯著に顔を出してをるやうに思はれる。財政的金融的動機が夫れである。既に前項に述べた佛國の大陸封鎖體制を支へた有力な動機が、即英國商品を大陸から締出すことによつてこれに重大な損害を及し、英國に平和を強制するといふあのナポレオンの目的が、英帝國の存立基礎の脆弱性に對する一般佛國人の確信に主たる基礎を置いてゐたのであつた。己れの國に固有の國土人民の生産力の豊かさ確實さを誇る彼等から見れば、そのやうな固有の資源に頼らず、浮動的な頼りない外國商業の齎す利益の上にのみその國家存立の基礎を置く英國は、もしかゝる利益の源たる商業を締出しさへすれば間もなく崩壞の危機に逢會するに違ひない。そう彼等は考へる。それは敵の優越する點を逆用してこれを苦しめる何よりの良策と彼等には思はれたのである。同じやうな眼を以て見れば、敵英國の最弱點はその最も優越を誇る點に、即それが歐洲第一の金融國であり、その國家財政が専ら資本主義的金融制度の上に即國債制度の上に樹立されてをる點に認められなければならぬ。事實當時の英國の金融財政の現状は彼等のそのやうな見解を丁度裏書きするやうな様相の數々を示してをつた。知らるゝ様に英國の指導者ピットは、彼が年來念願した資本主義的國家體制の確立に専念して、革命直後の大陸の混亂に無關心を示し、英佛開戦の後に於ても速かな平和回復を信じて主として公債によつて戦費を賄つたのであつた。一七九七年彼が遂に長期の戦争避け難しとして戦時財政樹立に乗出し、所得税相續稅消費稅等各種新舊の稅種に亘つて未曾有の増徴を圖つた

後に於ても、公債への依頼は猶免れず、結局一七七五年一億二千四百萬ポンド、一七九三年開戦の際の二億三千ポンドに比して、一八〇二年アミアン平和に至るまでの公債額は、前歐洲大戰當時の英國のそれと相距る遠くない、五億七百萬ポンドに達したのであつた。債務は自ら亦新なる債務を生む源泉であることを信じ、アダム・スミスすら公債制度がやがて大國をも亡す危険を胎むことを警告してをつた當時に於て、このやうな英國の公債の激増はその破産の時期遠からずとの暗い或は希望多き豫想を、それぞれその立場に従つて、人々に懐かせるに充分であつた。ナポレオンも亦この點に於て當時一般の通念に全面的に同意してをつた。彼はその莫大な國費をば出來得る限り公債その他の借入れによらずして賄ふことを主義とし、戦費は専ら各國の賠償金貢獻金その他彼の支配力が彼に獲得を許すあらゆる收入から成る彼個人の特別金庫から賄ふ方針に出でた。己れの固有の力によつて己れの費用を賄ふ、これが彼の性格的な財政の方針であつた。そしてそのやうな立場から見れば英國のそれが砂の上の殿堂にも等しく見へたことはいふまでもないことである。

しかも公債の増加自體が人々の英國財政に對する危惧を裏書するやうに見えた許りでなく、公債制度の基礎たる英國の金融制度信用制度が一七九六年の英國中央銀行取付け、翌年二月の兌換停止の勅令並に次で公布された一ポンド以上の現金支拂を禁ずる兌換制限法バンクレステリクシヨウホウコトによる不換紙幣の出現、その結果としてその貨幣價值下落によつて今や大きな動搖の中にあることを人々に示してゐたのである。戦時に於ける中央銀行の國庫に對する負擔力を増強する方策としての兌換停止は今日から見れば異とするに足らず、現實の貨幣價值下落も少くとも一八〇八年に至る期間に於いてはさほど重大視すべきものではなかつたのであるが、當時の人々にとつては勿論それらの點について猶充分の考察見

通しが缺けてをつた。それ故に一方では單に英國の政治家のみならず實業家銀行家の間にすら問題は金屬自體の値上りであつて貨幣下落にあらずとする樂觀論が行はれるのに對して、他方では、殊にアシニア紙幣の手痛い經驗をもつ佛國の人々にとつては、それは英國の信用制度に對する疑ひのない危險信號として眼に映つたのである。ナポレオン自身不換紙幣制度を以て「社會秩序に對する最大の敵」であり、歴史の教ふる所によるもかゝる致命的試みは「唯既に力盡きたる政府によつてのみ行はれる」と言ふ。

さてそのやうに商業國英國の最大の長所たる金融財政の制度が佛國の人々にその最大の弱點として映つた時、そのやうな敵の弱點を衝き、これに致命的打撃を與へる道も亦近きにあるやうに彼等には思はれた。けだし英國金融制度信用制度の全機構を支へる資本的基礎はその海上商業の齎す利益に他ならぬのであるから、もし英國商業からその販路を遮斷すれば、その全機構を崩壞に導くことも容易いのである。そこに金融的側面からの大陸封鎖の動機がある。

否、それは單に英國に對する經濟攻勢の一方策として有效であるのみではない。直接軍事的にも重大な意義をもつ。けだし英國は傳統的に大陸の強敵國に對しては直接の攻勢と並んで、同時に金融的に戰時借款を大陸の味方國に供することによつて反攻の一翼とするのが常である。そしてそのやうな戰費補助金は常に大陸に於ける自國商業の代金受取手形を以て賄はれるのである。英國の商品を輸入することによつて、彼の佛國の敵に對する金融的援助を助長するな、これが既に早く革命政府が英國商品禁止を斷行した動機であつた。それはナポレオンにとつてもその儘妥當する動機である。ナポレオンによつて興味を以て讀まれたと傳へられる一層理論的な論者は更に次のやうに論ずる。^(九)もし佛國が英國商業を大陸から封鎖した曉には、英國は大陸に於ける自國並びに味方の戰費を賄ふ爲には直接自國の貴金

屬を送るか、然らずとすれば爲替によらねばならず、後の場合には英國爲替の下落は必然である。もし彼が貴金屬を送ればさらでなに金保有の減少に悩む英國はこれによつてその金融制度に破壊的影響を蒙るであらうし、爲替相場の下落する場合には英國商業は致命的打撃を受けるであらうと。經濟學者なる理論家を輕蔑し、經驗こそ眞の智慧であるとその關係に説くナポレオンにとつては事柄は一層簡明に考へられてゐたには相違ないが、封鎖が商業的側面に於てと同じく金融的側面に於ても英國に損害と打撃とを與へる有效な手段たることについては、彼も亦全く同感であつたことは疑ひがない。

但しナポレオンの場合には財政的金融的動機は以上の如き先きの軍事的動機と共働するやうな方向に於てとは別に、他の關係で重要な獨立の影響を封鎖政策の上に及してゐる。彼及び彼の周圍の重臣達が一見重金主義とも見へる思想を事に觸れて吐露するのは既に知られたことである。彼の閣臣連は空船を以て佛國港に來り、唯金銀に代へて佛國商品を輸出しやうとする中立國船の商業をば「最大級に佛國に有利なる状態」として許さんことを皇帝に乞ひ、後者は亦封鎖戰の晩年英國の特に欲する商品の自領からの輸出をば貴金屬拂ひの條件の下に免許する。しかしさればとて彼及び彼の周圍をば本來の重金主義者と標記することが適當であるか否か筆者には猶疑がある。疑のないことは、ナポレオンが莫大な戰費廣大な領土經營費の消費者として、殊に前述した通り己れの固有の收入を以てその支出を賄ふ彼の方針の下で、「黄金こそ戰爭の神經なれ」といふ昔ながらの格言の眞實さを痛切に感じてゐたであらうこと、從て上記の空船中立國船商業の場合に當の閣臣の附記するやうに、國民に金銀多ければ皇帝のための戰費負擔力もそれ丈大であるといふ考慮が彼にとつても決定的意義をもつたであらうことである。一般に彼があらゆる可能な機會に於て

彼並びに佛國人の手に金銀收入を増加しやうと努め、財政收入の事について常に熱心と細心な注意とを示してをることとは彼を識る何人の眼にも顯著なことである。このやうな財政收入第一主義は前後一貫して彼の行動を性格づける。それは大陸封鎖の形成にではないまでも、その後の運用の上に運命的な影響を及すのである。しかもその固有の要求によつて屢々全體としての封鎖の目的に矛盾するやうな方向に。例へばナポレオンは眞劍に大陸から英國品を一掃しやうと欲する。しかもこれが爲に行はれる密輸入英國商品の取締は、沒收せる英國商品をば收入の見地から政府自ら國內に賣放つことによつて始めから不可能になる類である。

最後に吾々は經濟封鎖に伴ふ國際的問題に於て夫々の當局者を動かした動機の性格を顧みて見たい。そこで問題となるのは先づ中立國の取扱方に關する問題であり、更には主として佛國の大陸封鎖政策に於ける大陸性の意味についての問題である。

一國が他國に對して經濟封鎖を実施すれば當然にそれは相手國のみならず第三國に重大な影響を及す。さてしかし交戦する兩當事者は同時に第三國の地位をも顧慮すべしといふやうな原理は決して何時何處でも行はれたのではない。むしろ歐洲に於ては近世の初頭に列國が一の共同社會をなすことが認められて始めて成立した新しい事態である。マキアヴェリはこのやうな諸國の共同社會をばその君主論の中で次のやうに説く。二國相争へば第三國もこれを傍看することは出来ない。必然利ある側に味方してその地位を守らねばならぬと。即そこでは先づ事實上列國が一つの共同社會を形成することが認識せられる。しかし、そこでは猶中立國なるものは客觀的に認められない。やがて事實上の共同社會が同格な列國によつて形成される客觀的秩序をもつことが意識され、そこでは第三國が交戦國と同格な

19
平面に於て一種の特別な戦争當事者たることが認められるに至つて始めて中立國は成立し、同時に戦争も亦中立國をも含めた列國共同社會に於ける客觀的規律に従つてのみ行動されなければならぬとの原則が認められるやうになる。そこに國際法成立の動機があるのである。

それ故に經濟封鎖も國際法の平面に於ては、當事者の恣意に任されるのではなく、客觀的な列國共同社會の秩序に従つてその行動の範圍及び形式方法等を嚴格に規制されなければならぬ。そのやうな規制の原則として、公海の自由“*Mare liberum*”、戦時禁制品目の確定、敵國商品の中立船上に於ける自由所謂“*Free ship, free goods*”の原則、封鎖地域の確定、豫告その他の形式的制限、最後に封鎖が現實に實力を以て實施されるべきことの原則等が成立してをすることは周知の通りである。それは國際法的理論家の陣營からのみならず、國際平和條約會議のやうな機會ある毎に主としては中立國的立場にある諸國によつて、力強く支持され次第に認められて來たのであり、ナポレオン戦争に先だつては一七八〇年から一八〇〇年に至る累次の所謂スウェーデン、デンマルク、露西亞の武装中立同盟によつて有効に主張されたのであつた。

しかるに歐洲に於ける主たる封鎖の實力者英國は傳統的に之等の諸原則に反對する。それは公海の不自由性“*Mare clausum*”の原則、禁制品目の自由裁量主義、敵國商品を積む中立國船の拿捕、就中確定せられぬ廣區域に亘り實力的準備なしに宣言さるゝ封鎖、所謂紙上封鎖の方法等を固執する。そのやうな英國の立場の根據は疑もなく前述した重商主義的航海條例の動機である。封鎖は敵の港を包圍するのみでなく、そこを出入する敵國貨物商船を拿捕沒收してこれに最大の損害を與へねばならぬ。そのやうな目的に對して封鎖區域の不確定、禁制品目の不確定が有效な手段

たることは疑がない。否同じ目的動機からいへば敵國商業に打撃を與へる丈では充分でない。自國商業の進出のためには亦中立國商業が戦時中第三者の利益を占めることを妨得し、進むではこれにも打撃を與へねばならぬ。それ故にこそ公海は不自由でなければならず、亦自由船自由貨物主義はこれを認め得ぬのである。英國によつて發明されたその他の戦時中立國商業の制限に關する諸原則、例へば *Commerce nouveau* の禁止⁽¹⁾、或は *Continual voyage* の原則⁽²⁾等は何れも同じ動機から出發する。

しかし吾々が既に知つたやうに、ナポレオン戦争時代の英國は單に他國の競争を妨得するといふ立場を既に越へて、競争意識の上に立脚する自由商業主義、即己れの利益を守り得る限り積極的に商業の自由を希望するといふ立場に達してをつた。かゝる立場からいへば、ナポレオン戦争に於ても英國によつて再確認せられた如上の傳統的國際法的原则のみでは充分でない。この要求に應ずる者は即免許狀商業制度並びに偽裝中立國船利用の制度である。即それは敵國商業の封鎖、中立國船の敵港との交通を原則として禁壓し乍ら、中立國船にして特別の免許狀を得たる者に對しては、英國港を通して英國品を、そして高き輸出税を支拂ふ條件の下では外國品をも亦、自由に敵國へ輸出する事を許すのである。それは自國船にも、原則としては勿論許さるべくもない敵國との商業交通をば、これを中立國船として偽裝させることによつて、許し、戦時にも亦商業販路の維持擴張を圖ることを得させるのみでなく、中立國船、時には亦同じく偽裝せる敵國船舶をすら、自國港へ寄港するやうに強制し、その船腹をば自國商業の爲めに利用し、同時に亦英國寄港の運賃、免許料或は輸出税等の負擔を外國商品に課する事によつて、その價格を高めて自國品との競争を困難ならしめることを狙ふのである。表面中立國船の交通を禁壓し乍ら、實はこれを自家の商業手段として活用し

やうとする、ここに英國の中立國問題に對する立場がある。

客觀的な人類共同社會に於ける人間の權利、その同格平等且自由の地位を擁護することをば旗印とした佛蘭西革命の精神を承繼ぐナポレオン及びその周圍の人々にとつては、かゝる英國の海上封鎖に於ける態度が國際法の正しき秩序に、從て亦中立國の正當なる權利に反する沒義道と見えたのは見易い理である。ナポレオンが大陸封鎖を創始するに當つて、國際法の選手として列國と共に英國を懲すことを宣言するのは當然である。そして——問題は自ら吾々の第二のそれ、大陸封鎖の大陸性の問題に關聯して來る——そこにこそあの大陸封鎖の大陸性の第一の意義があるのである。大陸の列國共同して無法者英國を正道に戻す爲にこれを懲しめる手段が大陸封鎖である。それは列國共通の利害の問題であり、列國共同社會の客觀的秩序の名に於て行はれる戦ひでなければならぬ故に、大陸諸國は當然佛國と歩調を一にすべきであると彼は宣言する。

しかしそのやうな客觀的な社會秩序にかけて他人をも自己をも規律しやうといふ動機が佛國の人士を、そして亦ナポレオンを支配してゐた事が疑のない事實として、それは吾々が先に分析した諸動機に於て常に特に佛國的な性格として吾々の眼に映つたもの、己れを固有の存在價值、固有の内容的力を具へた生活體と觀じて、常に他の侵害から己れを守り、又他を己れ的手段として驅使しやうとするあの自己意識と果してよく融和するものであらうか。吾々は一方に於て佛國民に客觀的規律としての大法典を與へやうとし乍ら、他方では客觀的法律家的考へ方から凡そ相距る遠い家族主義、父權主義を自らその中に法文化し、家族内部の祕密をば家の生命のそして亦家の名譽の宿る奥なる暗い領域として保護しやうと努めるナポレオンの性格的矛盾をばここでも期待し得ぬであらうか。そのやうな見方から

すれば、彼の國際法正義への呼びかけ、歐洲共同社會への訴へも、列國を對英經濟戰爭へ驅つて己れの目的を達成するための手段に他ならぬとも、少くとも主觀的な自己の目的から割出された術策としての意義を充分に内藏してゐると思はれる。そして事實そのやうな疑問は彼の行動を時と共に進れば次第に現實性を増して來るのである。法的秩序に呼びかけての共同動作への要求と併行して、そしてそのやうな呼びかけが事實その效果疑しいことが分明になるにつれて一層の力強さを以て、彼は武力と命令によつて歐洲列國をば己れと共同の動作へ強制しやうとし、最後には歐洲大陸の少くとも沿岸一帯をば己れの直接の支配權の下に併合して、己れの命令のまゝに唯々として動く手段に化さうとする。彼の沿岸體制コイストシテムがそれである。そこでは大陸封鎖の大陸性は佛蘭西の勢威の問題であり、ナポレオンの武力と支配權の問題である。トリアノン税表の大陸的施行の一方策として爾後皇帝の直接支配權の下に伊太利商業を置くべき旨のナポレオンの申達しに不滿の意を示した伊太利副王ユージェーヌは直ちに次のやうな皇帝の書翰を受取る。「余の標語は佛蘭西第一といふことである。……若し英人が海上に制覇してをるとすれば、それはそこでは彼等が最強者であるからである。しからば佛蘭西が大陸に於て覇を稱するものも亦當然ではないか。けだし佛蘭西は陸上に於ける最強者なのであるから。」「君も亦座右の銘とせよ、佛蘭西第一(一五)を。」かく國際法的に根據づけられた動機はナポレオンの場合には、假令單なる假託ではないまでも、その意義は大に限られたものであつた。しかし吾々はこの動機が他の有力な主役者、即北米合衆國の口を借りて、教義的な嚴格さで主張し續けられ、英佛の封鎖政策に實質的に重要な影響を及すといふ點を特に銘記しなければならぬ。

ナポレオンの中立國に對する態度に於ては吾々は大陸性的の問題に於けると全く同様の性格をそこに見出す。一八〇

六年の伯林宣言は公海に於ける中立國船につき何等の制限を規定せず、米國官憲の紹介に對しては、佛國外務省は直ちに中立國船の航海の自由を保證する。それは國際法の選手たるに相應しい當然の態度である。しかし翌年には既に英國の海上封鎖の下にあつては中立國船も英國の利益のためにのみ航海し得ることを意識すると共に、中立國船の取締を強化し、英國に寄港し英國品を積める船は拿捕沒收せらるべき事を宣し、次で同年末のミラン宣言は猶國際法の擁護者を以て任じ乍ら、他方これに先だつ英國の十一月の新封鎖勅令に對抗して、英國港へ寄港又は英艦艇の檢閲を受け、英國法による輸出税を支拂へる中立國船の中立性喪失を規定し、事實上英國と同様の公海上の中立國商業封鎖にまで大陸封鎖を擴大する。今やナポレオンが自らいふやうに彼にとつては、ミラン宣言以後「中立國は存在しなかつた」のである。

ミラン勅令はしかし更に一つの重要な内容をもつてゐる。即ち中立國にしてその主權の尊嚴國旗の獨立を英國の侵害に對抗して擁護する國家に對しては封鎖の規定は適用せられざることを宣言すること之である。それは言葉を換れば英國の海上封鎖に抵抗し、當然英國と戰端を開く國は佛國の味方であるといふことである。その目ざす國家が當時唯一の實力ある中立國北米合衆國にあることは勿論である。そしてそのやうな意圖は後年米國の Non-intercourse Act をめぐつて、ナポレオンが表面に米國の要請に従つて伯林ミランの兩勅令を「事實上」米國に對し廢止し、その當然の結果として米國が猶一八〇七年の封鎖勅令を廢せざる英國に對し戰爭を開くべきことを陰に陽に期待する場合には更に明瞭である。「合衆國は猶英國に對して宣戰を布告してゐない、しかし……」^(一六)とナポレオンは彼の對米外交の結果を議員達に報告する。「余の確信する所によれば(佛國の)眞の政策の大眼目は吾々を英國との戰爭に捲き込むこ

とである」^(一七)と當時の駐佛米國大使ラッセルも國務省に報告する。ナポレオンにとっては中立國も彼の倒英戦争の目的を達するための手段としてのみ映つたことは今や殆んど明である。「中立國なるものはない、それは敵であるか味方である。」彼自身の言葉が彼の立場を端的に示してをる。

(一) 後節二五頁參照。

(二) Bourrienne, Mémoires sur Napoléon etc. vol. VII p. 291 ff.

(三) Hansard: Parl. Delate. XXIII pp. 8, 42-3.

(四) Pelet de la Rozerè: Opinion de Napoléon. p. 238.

(五) Correspondence de Napoléon. 17: 25.

(六) 藏相 Gaudin はかゝる大策の目的は「貨幣の吸收、自國物産の輸出、佛國の港に在る船舶數の増加」にあるといふ。Heckscher: The Continental System. p. 71.

(七) Las Cases: Journal IV. p. 200.

(八) Cor. de Nap. nos. 9929, 14413, 21020.

(九) De Guer: Essai sur le crédit commercial comme moyen de circulation. 1801. Heckscher: ibid. p. 66 ff. 〇紹介による。

(一〇) 例へば前掲註六を見よ。

(一一) 或は一七五六年の原則ともいはれるこの原則は、平時に於て外國船の商業を禁ぜられてをる領域即本國の沿岸貿易或は本國と植民地間の貿易については、戦時に於ても中立國が本國に代つてこれに従事するを許さずとするもの。

(一二) 直接の目的地が敵性港でない場合にも結局の目的地が敵性なれば當該船を拿捕物件とする原則。

- (一三) ナポレオンは彼の家族が封鎖の法令に背反した一つの場合に當事者に「一旦法律が社會に施行されたならば各人は進んで他に籠を垂れねばならぬ」と云ふ。Cor. de Napoléon; 16:158.
- (一四) Camb. Modern History IX. Ch. VI. H. Fisher: The Codes.
- (一五) Cor. de Napoléon. 21: 60 no. 66824.
- (一六) Cor. de Napoléon. 22: 122-4.
- (一七) F. E. Malvin: Napoleon's Navigation System. p. 158. 引用する。

III

以上の分析によつて一應得られたであらう經濟封鎖の諸動機の概念的知識を導標として、兩國の經濟封鎖の眞意圖を、もし必要なればその各個の發展段階に應じたそれぞれの目標をば、明確に捕捉することが、次の仕事である。

一七九三年佛國王の刑死を機として英佛の間に戦端が開かれるや英國は當然の處置として敵産船舶及び商品の拿捕沒收を命じ、亦前述した英國式の國際法的諸原則のすべてを再確認すると共に、同年六月には敵國及びその植民地並びに佛國軍隊に向けた穀類小麦粉その他の穀粉の供給を禁じ、抑留せられた此種積荷は政府の手にて買上る事を定め、英國政府の——デンマルク政府に宛てた——辯明は、前大戦の場合と殆ど同じ精神に於て戦争は國際法の諸原則に必ずしも一致せぬ状態で行はれてをること、亦穀物は佛國政府の管理化にをかれてをることを擧げる。即英國は先づ佛國に飢餓封鎖を實施したやうに見える。しかも英國政府の眞意が、その點にはなくて、寧ろ當時現實に英國が必要とした國內食料を充實する一手段にすぎなかつた事は、十四ヶ月の後には既にかゝる制限が廢止され、爾後重大な

らぬ二の例外を除いて再び考慮の対象とならぬ事によつて明である。之に反して吾々が先に擧げた商業的な動機は、しかもその二つの一見矛盾する動向、即一方では敵國並びに中立國の商業を妨碍し、他方ではそれらをも自國商業の陣營に引入れて、自國のそれを中心に商業活動を出來る丈自由に擴張するといふ二つの方向に於て始めからそして爾後長く次第にその力を増加し乍ら、顯著に自己を主張する。一七九三年の命令は一般に佛國植民地商品並びに佛國植民地への供給商品を積める全ての船舶の拿捕を規定し、一七九四年、一七九八年と中立國の異議に應じてこれに對する制限を緩和し乍ら、猶常に中立國船が今やその行動を封ぜられた佛國船に代つて佛國植民地と歐洲各港との直接商業を營むことを禁じ、唯中立國船の母國港或は英國港への直接航行のみを例外として、英國に彼等を誘引し、少くともその競争力を弱化しやうとする。そのやうな明白な意圖は一八〇〇年の第三次バルチック武装同盟をめぐつて、英國が偶々起つた露帝パウルの暗殺新帝アレキサンダーの即位を利し、同盟を崩壊させ、歐洲に於ける孤立的地位から脱却する爲に中立國船問題につき表面的讓歩を行ひ、敵國沿岸貿易に中立國船が従事する權利自由船自由貨物主義或は禁制品目の確定等の原則をある程度まで認容する場合にも決して消滅しはしない。けだしそのやうな認容は所謂一七五六年の原則に變更を及さず、敵國とその植民地との間の交通については適用されないことが直ちに確認されるのであるから。英國の意圖は明にバルト三國をば對歐洲商業に利用する爲の一段として、表に讓歩を装ふのである。^(二)従てアミアン平和の後一八〇三年の再度の開戦と共に、或は一旦禁制品目から除外した佛國向海軍材料をば公平なる價格による買入れを條件に拿捕物件とし、或はハンブルグ、プレーメンを封鎖し、或は米國船に對する取締を強化する等によつて中立國商業に打撃を與へる一方、各地殊に英領西印度に自由港を設け、英本國と並んで又それらの港へ

中立國船を招致し、佛領蘭領植民地商業の利益をも自己の手に集中しやうとする。そのやうな英國の利己的政策は勿論中立國就中米國からの抗議を招かすにはゐない。偶々ピットの死、親佛親米的なフォックスの外相としての登場によつて、一方では英國の商業的輿論、他方では中立國の權利の間に首鼠兩端を持する的一八〇六年の新封鎖勅令に於て——セイヌ、オステンド間の佛國海岸から嚴重に中立國船を遮斷すると共に、これを除くエルベ、プレスト間の封鎖地區に於ては中立國に條件付交通を許可——英國が中立國的立場に再び讓歩的方向をとつた時、歴史の皮肉はこの封鎖に對する報復と國際法の擁護の旗印の下にナポレオンをしてあの大陸封鎖を宣言せしめたのである。

この佛國の新經濟攻勢が従來傳統的政策の中を往來してやゝ腰の据らぬ觀があつた英國側の態度を硬化せしめたことは當然であつた。従て一八〇七年豫て英國商權の擁護、敵國並に中立國商業に對する積極的攻勢を呼號したパーズヴァルを事實上の指導者としてポートランド内閣成立するや、直ちに北海沿岸の中立國都市の船が英國を基地にする以外敵港へ交通する事を禁じ、次で十一月十一日の基本三勅令を始めとする多數勅令に於て英國の封鎖戰に對する態度を最終的に確立するに至つたのである。^(三)

十一月十一日付の第一勅令即基本的封鎖勅令は先づ第一に佛國その植民地並びに佛の勢力下に大陸封鎖に参加しつゝある地域に對し一般的紙上封鎖を宣言し、それらの地域の産物の貿易を禁じ、そこに往來する船舶及び輸出入貨物の拿捕を宣言する。此限りに於ては英國は佛の攻勢に對する報復としてその海上封鎖を嚴格にする事を以て答へるやうに見える。しかもそのやうな「佛國がその扉を閉す時、英國が鍵をかける」如き方策が吾々の既に知つた英國の基本的動機と融和しないことは明である。事實同じ勅令はその後半に於て直ちに前言を覆す。即それは中立國の正當な

る必要への考慮を口實に、中立國がその直接の消費のために敵國植民地商品を輸入することを許すのみならず、更に英國及びその同盟者の港と敵國港との間の直接交通をもこれに許容する。これを例へば主たる中立國米國についてその眞意を検すれば、米國船は佛領西印度と直接交通し得る。しかし西印度物産に對する米國の需要は勿論さして大ではなく、重要なのは主として歐洲向け中繼貿易である。しかるに中繼貿易である限りそれは唯英國港へ向けてのみ入港を許され、英國からのみ大陸と交通し得るのである。ここに英國を歐洲唯一の商品集散地とし、中立國船をもその手段としやうとする意圖は明である。同じく廿五日の勅令は英國と敵國港との間の交通に従ふ中立國船の従ふべき手續を規定する。そしてその甚だ錯雜した内容^(c)は仔細に辿るにつれ英國の封鎖の眞意圖を示すものとして實に興味がある。即それは先づ中立國船が英國港より西印度及び米洲の敵植民地へ英國品或は東印度商品を輸出する際には、規定の輸出税及び敵性港交通のための税を支拂ふべく、もしその場合輸出品が外國品なれば更に特別の免許狀を要する。

——それは當然該地域に於ける英國商業の競争力を高めるであらう。更に英國品及び外國品をば英國より基本封鎖勅令によつて封鎖された地域へ（勿論前項に別に規定した西印度米洲地域のそれを除けば當然大陸に於ける敵性港でなければならぬ）輸出する事は中立船にも自由であり、唯外國産砂糖コーヒー葡萄酒綿等六種の——恐らく特に競争性強き——貨物につきては特別免許狀を要する。——中立國船は大陸向け商業の手段である。中立國船が封鎖勅令に強^{（c）}制されて一旦英國に寄港し、さて英國からの直接交通のみが許される敵性の任意の港へその積荷を再輸出しやうとする場合、或は逆に敵性國の原産品並びに敵性國の産物ではなくとも、敵性港にて積込まれた貨物をば一旦英國へ運びさて任意の港へ再輸出しやうとする場合には、積荷は入港と共に陸上げされ改めて積換へられねばならぬ。——英國

迂回の費用の上に更にそれらの手續費用は中立國船の積荷の原價を高め、英國船英國品との競争力を弱めるであらう。但し中立國船の積荷が穀物なるか、或は綿を除きその本國原産の原料品にして本國港より直接英國へ齎されたものなる場合には——恐らくそれらの積荷は英國自身の欲する貨物であり、少くとも英國品に對する競争性の惧れのない爲に——この規定を免除する。最後に海峽諸島(チャンネルアイランズ)(ゲェルンシー、ジャージー等)を商業基地として、一方ではこの場合當然見え透いてをるやうに佛國港へ向けての密輸出商業が唯英國品のみを積荷とする條件で、他方では佛國側から密輸入商業が唯英國諸港へ向けてのみそれら敵性商品を運ぶ條件で、中立國船に許される。ナポレオンの大陸封鎖への報復が、封鎖破りであり、中立國船をば自家藥籠中の手段としての大體への商業進出であることはここに明々白白である。この目標を達する爲にその後常に益々強化される敵性國との交通を許す免許狀制度、密貿易基地(ヘリゴランド島、スウェーデン)による大陸攻勢策等も既にそこに始めから露骨に表出されてをる。「佛蘭西はその勅令によつて英國とのあらゆる商業を絶滅しやうと決心した。英國はこれに答へて言つた。よし、さらば佛蘭西をして英國との他には亦商業を有つことなからしめやう。」英國の商務大臣は事態をそのやうに説明する。

ナポレオンの大陸封鎖も又既に一般に認められてをるやうに決して彼の新發明ではなかつた。保護關稅制度、航海條例による英國商業の侵害に對する自己防衛の思想、しかもかゝる防衛をば同様の被害に惱む列國、少くとも合衆國や蘭白北海沿岸の商業都市との共同動作によつて強化しやうとの思想は既に早く佛國に普及してゐた。この意味では伯林勅令はその最後の結晶であるともいひ得る。しかし他方からいへば、前述した英國の封鎖に對する立場が一層自由主義的近代經濟學的な陣營や一層保守的な航海條例的思想の有力な反對批評を受け乍らも、始めから終りまで一

貫した方針を示してゐるのに對して、大陸封鎖はナポレオンの活動的性質、波瀾萬丈的な彼の環境と結びつくことによつて常に新らしい形態へと成長し變態する。この意味からいへば伯林勅令は確かに大陸封鎖の自己充實自己完成への出發點である。吾々に許された規模に應じて、以下簡單にその成長の數個の段階を劃してその性格を検して見たい。

伯林勅令（一八〇六年、十一月二十一日）^(五)が傳統的航海條例の意味に於ける英國の商業的侵害に對する自己防衛を第一の目標とすることはその文面から既に明である。それはその序文に於て英國が他國の商業を亡すことによつて自己の繁榮を企圖する者であり、そのために從來國際法上の正當なる原則を蹂躪して來た暴狀を攻撃して、佛國は同様の地位にある各國と共に「帝國の基本的原理として」大陸を封鎖し、之に報復し正しき國際法原則を回復しやうとする旨なることを宣言し、次でその本條項に於て全英國に紙上封鎖を宣し、その商業交通郵便を禁絶し、大陸にある英人の逮捕、その所有並に英國産の商品の拿捕、英國港に觸れた船舶の入港禁止を規定する。即若干の報復的内容を除く外すれば、英國商業を大陸から排除して佛國並びに同様の地位にある國々を保全するといふ消極的目的を示す。勿論そのやうな自己保全の要求の底には、既に前節に於て明ならしめたやうに佛國固有の國勢に對する恃みと誇りとが存在する。そこから考へれば消極的な英國商業の排除は、實は佛國固有の經濟力の充實獨立の一手段であり前提手續である。そのやうな解釋の正當なことは、伯林勅令に續くナポレオン並びにその側近者達の佛國經濟再編成を目的とする活潑な努力がこれを證明す。かゝる活動は一八〇七年の夏フリードランドの戰勝によつて第三回對佛聯合に對する平和が近づくと共に顯著となる。新商業體制の精神的中心たるべき新商法典審議の準備が促進され、同時に佛國銀行及び新商業裁判所と共に佛國商業の組織的中核たるべき新取引所開設が計畫される。閣僚達は封鎖制度の下に於

ける各種經濟關係の調査報告を求められ、大陸内商業を圓滑にするための新關稅法が提出される。同年内相クレテの年次報告にいふ通り確にそれは「歐洲商業獨立のための戰爭」であつた。

しかも前述の通りナポレオンは彼が早くから計畫してゐたそのやうな佛國經濟の再建の仕事が先づ平和を前提とすると考へてゐた。そして伯林勅令は一層直接にはそのやうな平和を齎すための有力な武器として軍事的動機から振出されたのであつた。そのやうな意圖は既にその直後弟ルイに與へられた手紙に明に示されてゐる。「余の欲する所は陸の力を以て海を制せんとするにある」又「これこそ英國に一撃を與へ、これを平和に強制する唯一の手段である。」そして此處でも彼は口頭に止つてはゐなかつた。彼の「沿岸制壓」の體制は武力と外交とを通して着々と進行し、一八〇七年夏ティルシットの平和は新にバルト海の實力者露國を味方に加へて彼の大陸政策に一應の完結を齎したのであつた。彼が佛露提携の壓力の下に英國の屈服間近きを夢み、「ティルシットの平和によつて佛國大軍隊の作戰は終結する。……大陸封鎖が一片の空言に止らざるの時亦期して待つべし」と兵士等に説くのも尤もであつた。しかもこの希望は遂に現實とならなかつた。英國艦隊のコーペンハーゲン不法砲撃は中立國の選手としての彼の立場に天與の道徳的援助を與へ、且重要な英國商業の侵攻路を閉すことを得させた。しかし同時に彼の敵が不屈の精神を以て最後まで抵抗すべきことを力強く認識せしめたのである。從來經濟的動機から見れば自己防衛自己充實を主目標とした大陸封鎖は、今や一層敵に對する打撃力を主眼として強化されねばならぬ。中立國船中立國商品が英國品滲透の門戸であり、假裝手段である疑があれば、斷然これを禁壓しなければならぬ。しかるに英國は一八〇七年十一月の勅令によつて英國に寄港しその商業の手先たるに非れば中立國船の大陸との交通を許さざることを宣言し、英國の海上權掌握

の現實は勿論その空言でないことを示すに充分であつた。英國寄港の中立國船の中立性を認めずとするミラン勅令はかくして宣言されねばならなかつた。同時にこの宣言は事實上彼の言ふ如く中立國船なるものを一般に否認することであつた。中立國の選手は中立國の否認者となり、消極的な陸の封鎖は今や積極的な海上封鎖となり、同時に唯一の對外交通手段中立國船を拒むことによつて大陸封鎖は大陸の孤立化完全な自己封鎖となる。

そのやうな自己封鎖の當然の結果である佛國の商港とその海外商業の凋落、原料並びに販路途絶による佛國工業の困憊は、敵に苦痛を與へて勝つ爲には當然味方も亦同じ苦痛を忍ぶべしとするナポレオンの戰略的見地からすれば、忍ぶべく又忍び得るものであつた。従て中立國船の取扱を緩和して此種の苦痛を軽減すべしとの彼の側近者並びに諸小國同盟國の要求は彼を動かす得べくもなかつた。むしろ、一八〇八年過去數年の豐作と輸出途絶によつてブレターニ地方に起つた穀物の過剩累積が、單に商人的利益の問題ではない佛國固有の經濟力生産力が當面する困難として始めて彼を有効に動かす。偶々當時英國は連年不作であり、露米の穀物供給さへ途絶して飢餓の線に彷徨し、特別免許狀を以て佛國小麥の輸入を招致してをつた。即一八〇九年ナポレオンは之れに應へて始めて免許狀を以て敵國との間に交通を開き、その小麥の輸出を試みるに至つたのである。

ここに大陸封鎖は三度目の變態を開始する。しかしその動機を以て彼の重商主義的輸出偏重の偏見に歸し、同時に敵國の困難を救ふの愚しさをも忘れた者として批判する通説は、以上によつて明なやうに正嚆を失した者と云はねばならぬ。それは原理的な輸出商業の利益に對する尊重ではなかつた。自己固有の生産力の上に自足的に立つ經濟にも、事實上一時的に必要となる過剩收穫の處分の問題であつたのである。敵を救ふ事の愚かしさについては、當時既に當

局者たる内務官僚モンブレーが長官クレテに宛てた意見書に於ても明白に指摘されてゐた。クレテは皇帝がこの方策を唯例外的な一時的便法として利用する者なる旨を以て之に答へてゐる。それはナポレオンに飢餓封鎖を行ふ意圖のなかつた事を確に證明する。しかし論者の云ふやうなそれ以上を決して證明する者ではない。

この穀物免許狀の佛國農業のみならず商業にも與へた偉大な活水的効果、實力的方策 (Embargo Act. Non-inter-course Act) を以て中立國船除外に抗議し續ける米國の勢力、何よりも自己封鎖がその勵行さるゝ佛國の産業界に犠牲を課すること多く、佛國外に於ては、彼の超人的努力にも拘らず、英國の密貿易政策の成功によつて英國品排除の目的を達し得ず、全體として敵を屈服し得ぬことの判明、恐らくは又次第に切迫する財政收入の必要等が相俟つて、一八一〇年の初頭、彼の心境に重大な轉化を齎し、今や免許狀制度の全般的施行によつて佛國の國産物を輸出し、代りに、木綿織物の如き特に英國を利用する製造品を除き、大陸が必要とする植民地商品を獲得しやうとする新方策が同年七月の公祕夫々の三つの勅令によつて採用されることとなつた。通常二十五日附の所謂免許狀勅令によつて知られてゐるものがそれである。免許狀は主として佛國船に與へられるが、やがて同盟國同盟都市更には米トルコ等の外國船にも擴張され、次第に大陸封鎖は自己封鎖形態から全く脱却する。それは事實、英國の商業進出に倣つて、ダンケルクを初めとして數個の密貿易基地を設け、特別免許狀の下に公認された密輸出商人を使用して、佛國の産物を敵の金銀に換へやうと試みる迄になり、最後には兩敵對國、しかも互に他を封鎖せる兩國が隱密の相互諒解に基いて、互に中立國旗を假裝した自國船或は手先中立國船を用ひて打合された物資の直接の交換商業を營む迄に至るのである。ここではそれらの免許狀制度の發展を一々に辿る餘裕はない。問題となる全體としての佛國免許狀制度の意味について

て、通説の誤解を正し乍ら、筆者の思ふ所を述べたいと思ふのである。第一に免許状制度の採用、自己封鎖からの脱却は何等伯林、ミラン兩勅令の「帝國の基本的原理」としての意味を變更するものではないことが、既にその最初の表現である一八一〇年七月三日のサンクルー（祕密）勅令に明言され、そしてその最後の表現である一八一二年初頭の所謂「大規模體制」systeme en grand では次のやうに言ひ現はされてをことに注意したい。「陛下はこれ（大規模體制）を以て（從來の封鎖的）體制の變更とは認められず、其の連續的終束と考へられる。封鎖政策は戰鬪であつた。今や吾々は勝利を收獲する^(一四)。」この記録の内容をなす所の彼が新に計畫する大規模體制の説明に於て、ナポレオン自身、かゝる英國に不利なる免許状商業の制度を可能にしたのは一に英國品排斥政策の道を吾々が通過せるお蔭であるといふ^(一五)。即通説が免許状制度に於てナポレオンは英國のそれを模倣し、目前の利のために本來の封鎖體制を放棄した者とするのは誤りでなければならぬ^(一六)。しかし一見正反對に見へるこれら二つの政策は如何に融和され、一體の繼續事態と見得るのであらうか。この答は彼の體制の殆ど完結段階を示すものとしての大規模體制の性質を觀察することによつて得られる。彼は前述の一八一二年一月の説明に於て、先づ大陸諸國に於ける砂糖市價の比較觀察によつて、佛、伊、ナポリ及びライン同盟が一樣に同一の大陸體制の下に立つてをること、同時にそれらの國々に對する植民地商品の供給が一に佛國政府の掌中にあることを擧げ、さてこの舊佛國の三倍の人口を包括する新大帝國に有用な海外の物資を供給し、それが爲には亦佛國及び大陸の剩れる産物を英國に支拂つて引換にその植民地商品をば輸入する任務を、佛國船に限つて免許しやうとするのである。これによつて英國は、それが從來商業的に大陸内に侵入する事によつて搾取した利益、即最大の工業製造品供給者として或は運送仲繼等の商業擔任者として獲得した利益を失ひ、

僅にその植民地商品に狭い捌け口を得たことを以て満足せねばならぬであらう。反之佛國工業は景氣を得、商業海運業仲立業は鼓舞され、且國家は一年二億フランの關稅を得やう。それは佛國の從來夢想せる状態であると。その意圖は誠に明瞭である。彼にとつては大陸はもはや同格な列國の共同社會ではない。それは佛國を父權者とする家族的共同社會であり、そのやうなものとしての舊佛國と同じ新しい帝國なのである。新帝國は先づその内部からあらゆる惡の種子である英國商業を排除し、この前提の下に固有の生産力によつて經濟を樹て直さねばならぬ。しかしそのやうな獨立の經濟國家にも猶事實上必要な國外必要品の輸入、過剩國內品の輸出の任務は指導國佛國が之を擔任し、その勞に應じて從來英國が不當に獨占して來た利益を獲得する。帝國内部の問題としては封鎖は經濟的獨立の前提であり、免許狀商業の開始後も何等その意義を失はぬ「帝國の基本原理」でなければならぬ。けだし國際商業はそのやうな帝國經濟の外廓的部分的必要に應ずるものであるから。全く別の研究問題である經濟封鎖の客觀的社會的實験結果の検討といふ見地から見れば、ナポレオンが免許狀制度によつて英國品封鎖の努力を無効にした事は確かである。しかし彼が財政收入の見地並びに英國への模倣から意識して免許狀制度を以て封鎖體制を置きかへたとするのは方法の混雜でもあるし、解釋としても正しくない。

ナポレオンの大陸封鎖の意圖を以上のやうに確定すると、あのトリアノン稅法（一八一〇年八月）及びフォンテンブロー勅令（一八一〇年十月）の意味も自らに明らかとなる。主として英國商業の取扱ふ特定商品について、英國の手との關係の深さに應じて各種の場合を區別し乍ら、一般に極度の高率輸入關稅を規定した前者、大陸内の現在英國商品を生産させ或は實力を以て檢索し、その中植民地商品は沒收し、重要英國製造品即輸入禁制品は直接これを燒

却するといふ過激手段によつて密輸入征伐を行ふ後者、何れも前述した帝國内からの英國品驅除と國境に於ける必要海外物資の輸入管理の要求に應ずる意圖明かな方策であつた。それが強力にナポレオンの財政收入主義と結合してゐることは勿論何人にも明らかであるが、さればとてそれ等兩勅令の動機をば専らこの點にかけ、大陸封鎖とその結果たる密輸入制度によつて失はれた關稅收入を再び回復する手段と解釋し、従つて大陸封鎖とは兩立し得ぬ新方策への轉向とし、しかも禁止的高率關稅によつて輸入税を獲得しやうと欲するこの方策がナポレオンの經濟學的無學に出づるものとして、これを嘲ふが如きは、^{二七}勿論問題の中心點を見誤つたものである。

中立國問題については今充分にこれを取扱ふ餘裕がない。全體として前節に述べた動機の方向に彼は行動する。彼が米國を己れの戰爭目的の一手段として對英宣戰に驅るべく努力し、遂に時期既に遅くはあつたが、一八一一年合衆國の對英宣戰によつて目的を達したのは周知のことである。しかも彼がこの目的のために、合衆國に對し先づ伯林・ミラン兩勅令を撤回する必要に迫つめられ、自らその意をもち乍ら猶表面上これを公表せず、事實上の不適用の通告を以て急場を逃れやうとするのは、恐らく通説が彼に課する巧猾詐の性質によるよりは、大陸封鎖が新帝國の基本原則としてもつ重大意義への考慮に主として動機づけられたものといふべく、そこにも吾々の大陸封鎖の解釋は一つの支持點を見出すのである。

(1) Mahan: The influence of sea power upon the French revolution, II, p. 263—5. 參照。

(2) 一八〇七年十一月十一日の封鎖勅令は形式上一八〇九年の春新勅令によつて代替される。しかし實質的にはその内容は、英國免許狀制度の基礎として、戰爭の終局まで實效を保持する。

- (三) Heckscher : *ibid.* p. 145. 彼の勅令公布の當時、既に例へば Lord Grenville は勅令の甚だ理解し難いのを以て、起草者もくもその内容を理解しなかつたのであらうと酷評する。
- (四) Hansard : *Parl. Deb.* XXI. p. 1053. Lord Bathurst の一八二二・二二・二八の演説。
- (五) *Cor. de Nap.* 13 : 556—7, no. 11283.
- (六) Melvin : *ibid.* p. 20—28 参照。
- (七) 前段一一—一二頁及び前節註四参照。
- (八) *Cor. de Nap.* 14 : 28, nos. 11379, 11378.
- (九) *Cor. de Nap.* 15 : 415.
- (一〇) Mahan が例の合理的批判の方法から、中立國船の否定が自ら唯一の海上交通手段を毀ち、自己を孤立化させる愚策であつたと評するのに對しては、吾々は今一度自己封鎖が佛國の傳統的考へ方に適合的な形態である事、交通政策としてその不利はナポレオンもその側近者もよく熟知してゐたことを擧げた。
- (一一) Holland Rose : *Life of Napoleon II.* 203—6. Heckscher : *ibid.* 213—14. 等。
- (一二) Melvin : *ibid.* p. 90—91. 引用の文書による。
- (一三) Melvin : *ibid.* p. 200—202. 引用の文書による。
- (一四) Melvin : *ibid.* pp. 304—307. 引用の文書による。
- (一五) 前項引用文書及び *Cor. de Nap.* 23 : 167—72.
- (一六) Heckscher : *ibid.* 214—215. 猶、彼が免許狀制度により伯林ミラン兩勅令はその效力を失ふといふ證據として引用する Eugene 宛の手紙は全く證明の力をもたぬ様に思はれる。
- (一七) Heckscher : *ibid.* p. 197—199.